

3. 里地里山における都市との共同管理にかかる整理

【本議題の目的】

従来の担い手である農林業者や地域コミュニティだけでは、里地里山の保全活用は困難となっていることから、里地里山を共有の資源(恵み)として、都市住民や企業など多様な主体が利用に関わる里地里山の共同管理のための新たな枠組みについて検討が必要。

⇒多様な主体による里地里山共同管理を推進するための、しくみや枠組みの整理・検討

⇒(次年度継続)都道府県:政令指定都市向け「共同管理推進のためのガイドライン」作成

【ガイドライン作成の目的】

- ・都道府県・政令指定都市が地域内の里地里山活動に広く一般の参加・協力を促すための、里地里山の共同管理の意義(必要性)の普及
- ・地域における多様な主体の参加と協働による取組の促進・支援のための、里地里山共同管理の推進に向けた実践手引き

「里地里山共同管理の推進のためのガイドライン」構成案

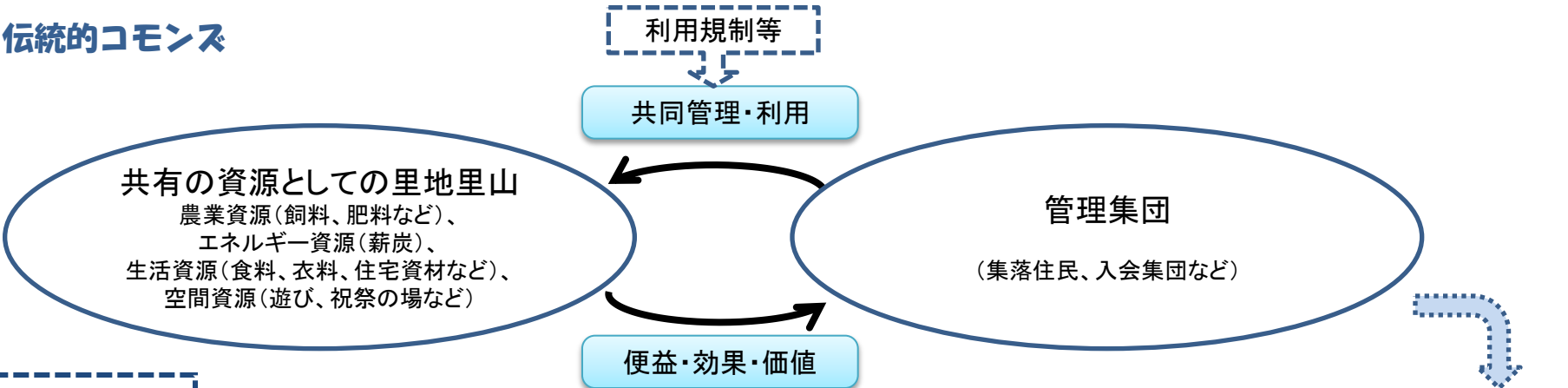
大項目	中項目	備考(中項目における記載内容の要点)	参照
Ⅰ. ガイドライン策定の背景と目的	(1) 里地里山の現状と保全活用の重要性	・里地里山の現状等から、行動計画では保全活用にあたり基本方針の一つとして「連携・協働の促進」を掲げるなど、多様な主体による共同管理が求められている。 ⇒	参考1
	(2) ガイドライン策定の目的	＊里地里山の共同管理の意義(必要性)の普及 ＊里地里山共同管理の推進に向けた実践手引き	
Ⅱ. 里地里山における共同管理	(1) 「共有の資源(新たなコモンズ)」とは	・里地里山を共有の恵みとして位置づけ、国民全体にとっての価値の明確化が重要。 ・従来のしくみでは維持できなくなっており、新たな「共同管理」のしくみが必要。 ・従来のしくみを参考に新たな「管理と受益の関係」「継続性」について再整理が必要。	3-1
	(2) 「共同管理」の現状	・現在の共同管理を、「従来の管理者」・「新たな担い手」、それぞれの管理と受益への関わり方で整理し、「共同管理」の主なタイプを示す。 ⇒	3-2
	(3) 「共同管理」の位置付け	・現在の里地里山の管理状況とその問題からみた「共同管理」施策の位置付け ⇒ ・共同管理のタイプに対応した「連携・協働促進のための施策」について整理 ⇒	3-3 3-4
Ⅲ. 共同管理推進に向けた自治体の役割	(1) 関係主体の役割	・共同管理における国、地方公共団体、一般市民など主体ごとに果たすべき役割を整理	参考2
	(2) 連携・協働促進のための施策	・共同管理における「連携・協働の促進のしくみ」に対応した自治体の役割分担 ⇒	
Ⅳ. 共同管理の推進	(1) 施策メニュー (共同管理推進の枠組み)	・共同管理実施にあたり、タイプ別または目的別に、どのような対策(施策)が可能か、都道府県・政令市が主体的に施策展開できるようなメニューを提示。 ・メニューに対応する具体的な施策の概要、関連事例(特徴的なもの)を紹介 ⇒	参考3
	(2) 推進体制	・実施体制の構築(他分野・主体で構成される「連絡会議」等設置、運営等)	

3-1. 共有資源としての里地里山と「共同管理」

【伝統的コモンズとしての入会地】

・日本の里地里山は、地域住民とのかかわりが深く、多くは地域における共有資源として、入会慣行による共同利用に支えられてきた。
 ・入会地では、地域の資源を地域住民が共同で管理し、利用する。その際、資源利用をめぐる積み重ねられてきた共同体的規制(暗黙の権利・義務関係を伴う)が行われることにより、持続的な資源利用が継続されてきた。

伝統的コモンズ



入会の今日的課題

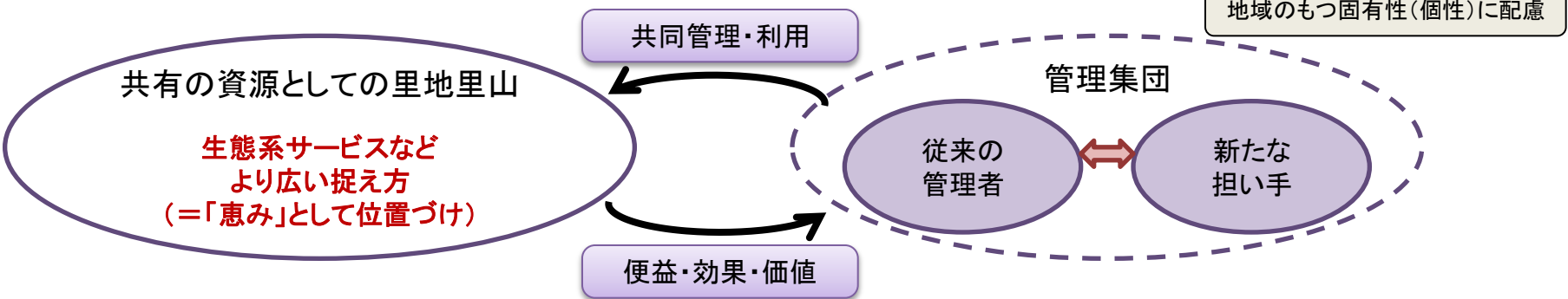
入会地が農業や生活において必要とされなくなり、利用されなくなったことにより、入会が衰退し、有効な管理がなされないものが増えてきている。この結果様々な問題が発生。

従来の枠組みの維持・拡大で資源利用を継続しているところもある。

新たな共同管理の検討

・里地里山の管理を、その所有にはこだわらず共同で実質的な利用管理を行うという「コモンズ」の見地から検討。
 [参考]21世紀環境立国宣言:里地里山を「コモンズ(共有資源)として管理し、持続的に利用する枠組みを構築する」
 ・その場合、資源に対する「管理と受益の関係」、「継続性」(労力提供や費用負担、利用規制のルールが担保されるなど)に着目して検討することが必要。

地域のもつ固有性(個性)に配慮



3-2. 主体別の管理と受益への関わり方からみた共同管理のタイプ

・「新たな共同管理」は、従来の同質性の高い地域の里地里山管理集団に対し、外部からの労力や資金による参加を求めることを意味している。このため従来の管理者（地権者、地域コミュニティなど）が受け入れやすく、都市側からの参加者（活動団体、企業、学校、市民など＝「新たな担い手」と呼ぶ）が参加しやすいかたちで双方をつなぐみづくりが重要になる。

・その際、それぞれ対象とする主体がどのような立場にあり、どのようなニーズを持っているかによって、必要なしくみは異なってくる。

・下表では、「従来の管理者」と「新たな担い手」の管理と受益への関わり方のパターンから、現状において成立している里地里山の共同管理のしくみをタイプ別に整理して提示。

・従来の管理者側に土地への管理意欲が高い場合、従来の管理者を中心として必要な労力や資金を集めるタイプが中心になり、里地里山を維持したい（放棄地等にしたくない）が土地への管理意欲はあまり高くない場合には、主に新たな担い手側から体制が組み立てられたタイプが重要になる。

従来の管理者		新たな担い手			共同管理のタイプ	
共同管理へのニーズ		共同管理への参加形態	担い手の種別・活動への意向	受益		
適切な里地里山管理を行いたい (受益の権利は従来のまま確保)	人手が必要	* 労力	個人：保全活動を行いたい	達成感・充実感、自然体験、農林産物収穫体験	⇒	① ボランティア導入型
			活動団体：活動の場がほしい	活動継続		
			企業	地域・社会貢献		
			学校：環境教育等の場がほしい	地域貢献		
	資金が必要	* 資金提供 (間接的)	個人：里地里山保全に協力したい	充実感 (社会貢献) (住民税控除)	⇒	② トラスト・基金導入型
			企業等	地域・社会貢献 (所得税控除)	⇒	
			個人	安心・安全な農林産物の購入	⇒	
			(一般市民)	(里地里山の恵みの享受)	⇒	
里地里山を活用してほしい (受益の一部あるいはすべてを譲渡)	管理の担い手が必要	* 労力	自治体等	(生物多様性等の観点から要保全)	⇒	⑤ 活動協定・活動認定型
			活動団体：活動の場がほしい、活動支援必要	活動継続・拡大	⇒	
		* 労力+資金	企業等	地域・社会貢献	⇒	
		* 労力+資金	地元住民：良好な景観を維持したい 個人：生産物等がほしい	景観保全 資源利用 (収益)	⇒	

従来の管理者に対し、必要な労力・資金を提供するコーディネートのしくみ

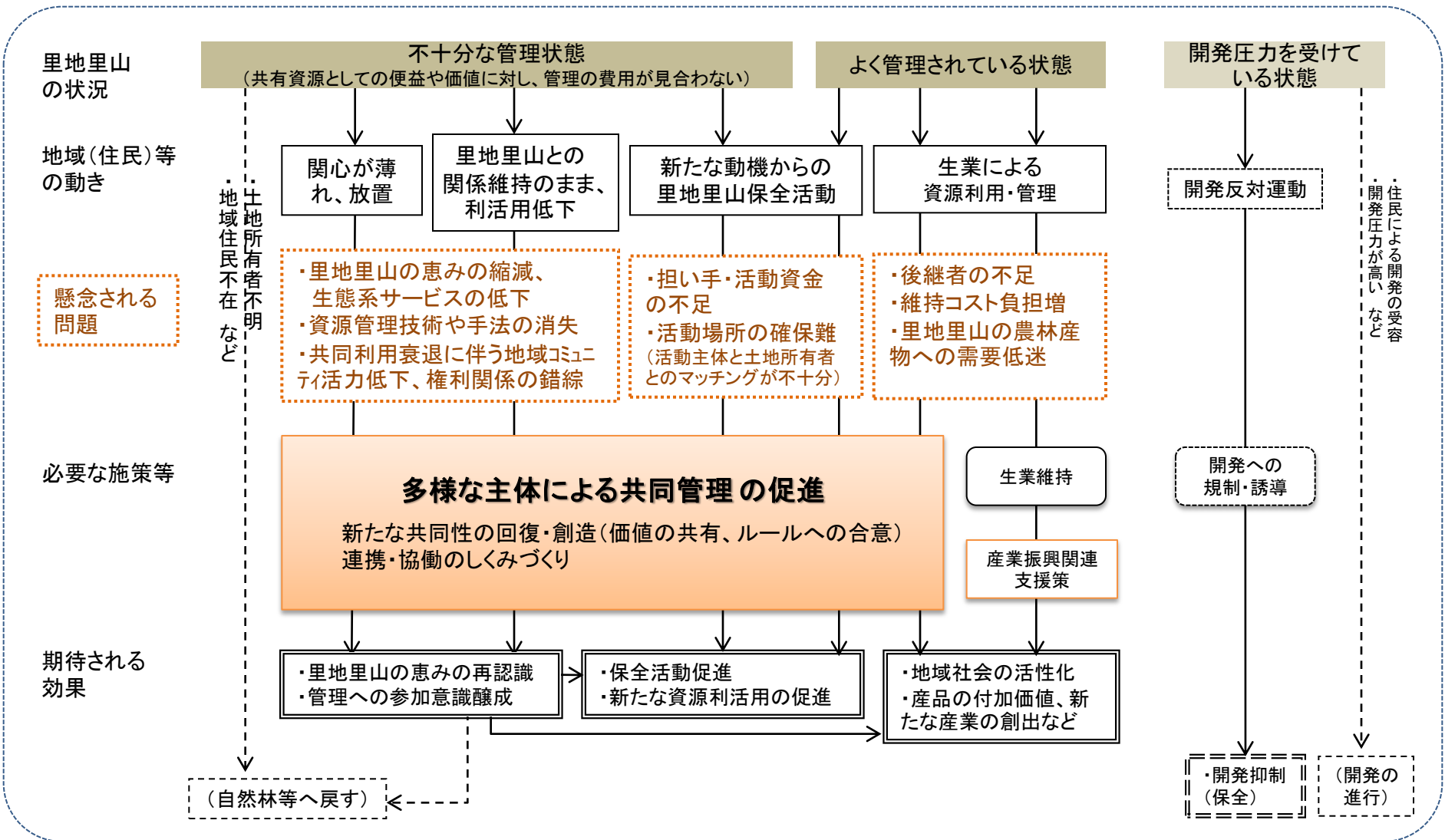
参加機会の拡大に着目し、幅広い市民が容易に参加できる資金確保のしくみ

新たな担い手が主導的に管理を行うためのコーディネートのしくみ

※従来の受益：資源利用、土地の利用、収益など

3-3. 里地里山の状況からみた「共同管理」施策の位置付け

・現状の里地里山管理の問題を、管理に関わる関係主体の取組状況と利害・関心から整理することにより、「多様な主体による共同管理の促進」が何を解決しなければならないか、またどんな効果が期待されるかを示した。
 ・里地里山がかかえる問題の幅広い領域にかかわってくるのが分かり、里地里山保全活用のための施策展開のなかでの「共同管理」施策の位置付けを示した図とも言える。



3-4. 共同管理のタイプ別にみた継続的管理のための要因と求められる施策

- ・3-2で提示した「共同管理のタイプ」について、そのタイプの特徴から、継続的管理に必要なと考えられる条件を抽出するとともに、各タイプによる共同管理を行ううえで自治体等に求められる施策を整理した。
- ・求められる施策については、具体的な内容を、行動計画基本方針「連携・協働の促進」の施策と対応させて、行政(国、都道府県・政令指定都市、市町村)の役割分担とともに整理した。⇒参考2

共同管理のタイプ	(特徴)	継続的管理に必要な条件	求められる施策
①ボランティア導入型	ボランティアなどの導入により労力を確保し、地域が主導的に管理を行うタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の管理技術水準の確保 ・参加動機継続のための対応や支援 ・サポートする中間的組織の介入 	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングとそれに必要な情報提供 ・ボランティア育成、組織化 ・費用・材料等の助成
②トラスト・基金型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等に個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねるタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・目的・対象地等の明確化による寄付等への賛同 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付等の受け入れのしくみ整備 ・里地里山の価値向上、普及啓発 ・対象となる里地里山等の選定
③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて生産者に資金還流し、市民が間接的に管理に参加するタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山農林産物の生産・購買の意欲向上に結びつく流通のしくみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証等による農林産物高付加価値化 ・生産・購入を通じた里地里山保全への普及啓発
④税等による一律費用負担型	恵みを受取る幅広い一般市民が税等の形で管理に対し費用負担を行うタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い合意形成 ・公正で透明性の高い資金配分のしくみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例等の整備 ・協議会、連絡会議の設置などによる多様な主体の連携促進
⑤活動協定・活動認定型	新・旧担い手のニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手が主導的に管理を行うタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の確保 ・双方の信頼関係の確立 ・新たな担い手の活動目的に応じた適切な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート組織の整備・運営 ・技術的支援 ・活動協定認定制度等の導入 ・条例、推進計画等の整備
⑥オーナー契約型	新たな担い手が管理に責任を持ち、受益の権利も得るタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・制度対象地の確保 ・中間組織(地元支援グループ等)の設置・運営維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者との調整 ・地域の指導者、担い手の育成 ・環境支払いなど広範な受益者負担のしくみの導入

『里地里山保全活用行動計画』 5. 保全活用の基本方針より

(2) 連携・協働の促進.....

農林業者や集落など従来の担い手による管理が困難になる中で、里地里山の維持管理を継続するためには持続性のある労力・資金の確保が必要になっており、都市住民、NPO、企業、大学などの新たな担い手や行政など多様な主体が参画する、連携・協働による保全活用の取組を促進していくことが重要です。そのためには、関係者間の協定締結、協議会の設置等の協働のための基盤を各地域で構築していくことが必要であり、既存の制度・枠組みも最大限活用

しつつ、これらの根拠となる制度の整備やコーディネート組織の設置(参考 2)を地域の特性に応じ進めていくこととします。

また、広域的な連携の観点からは、企業や国民ひとりひとりの協力も重要であり、幅広い企業や国民による参加・支援の受け皿となる組織、基金等の活用及び整備を進めます。(図 4)

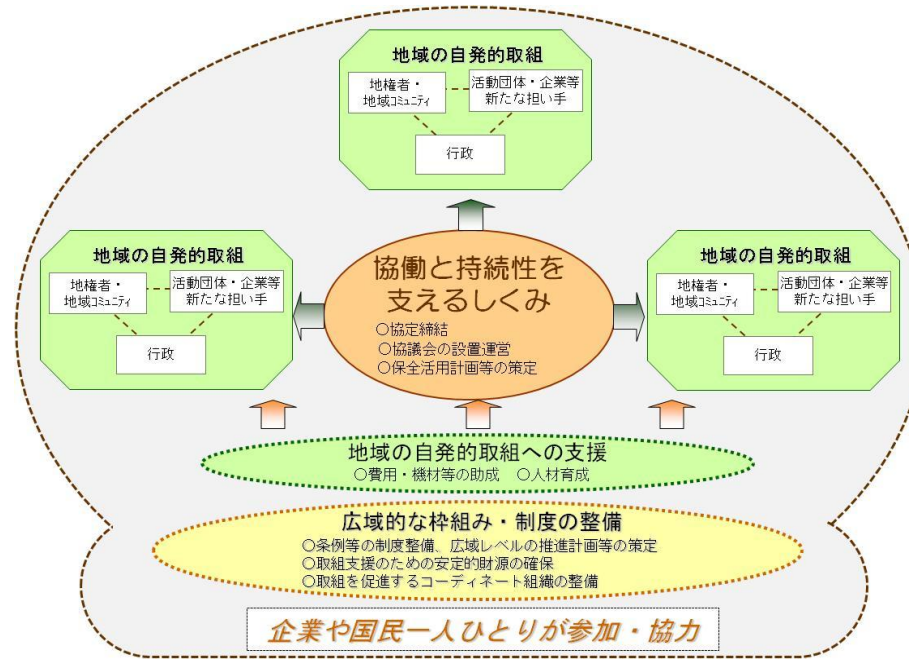


図 4 連携・協働の促進

「連携・協働の促進（行動計画基本方針）」の施策に対応した具体的施策

施策	具体的内容（*施策の主な目的）	国	都道府県・政令都市	その他市（区）町村
関係者を結びつけ取組を持続させるしくみづくり	①協定締結 *各主体の連携による効果的かつ円滑な保全活用の推進 *企業の参加・協力の促進		・協定等の締結、認定 ・マッチング支援	・協定等の締結、締結促進（企業等への協力依頼など） ・マッチング希望者への情報提供 ・関係者の仲介・斡旋 ・地権者との調整
	②関係者間のネットワーク構築 *活動の連携、ネットワーク化による里地里山保全の取組拡大	・全国レベルの連携の場づくり	・地方公共団体や活動団体等のネットワーク構築	・活動団体等の交流の場の設置
	③協議会の設置運営 *地域の多様な関係者による合意形成		・多様な主体が参画する協議会、連絡会議等の整備 ・協議会等での方策検討	・関係者の連携促進
	④保全活用計画等の策定 *継続的な実施体制の構築 *地域の里地里山の将来構想		・条例等の制度整備、行動計画策定指針作成による計画策定支援	・保全活用の取組促進に向けた計画作成
地域の自発的取組への支援	①費用・機材等の助成 *好事例の評価と発信 *活動の基盤となる情報や専門的知見等の提供 *活動団体育成、自立支援	・都道府県による活動の体制づくりに必要な助成措置 ・オフセットの取組に関する情報収集・提供、相談支援等（「J-VER制度」創設）	・活動の認証・公表 ・市町村による活動の体制づくりに必要な助成措置 ・カーボンオフセット等の経済的手法の導入	・活動の表彰・認証 ・認証・認定をうけた活動団体等の活動に対する助成措置
	②人材育成 （指導者・担い手育成） （作業員確保） *里地里山の継続的活用に向けた管理手法の確立 *里地里山保全のための安定的な活動の担い手確保	・全国の先進事例の紹介	・伝統的技術の保存のための情報収集、整理等 ・専門家等による指導・研修の実施 ・ボランティア育成のための制度等実施	・地域の指導者・コーディネーターの発掘、育成 ・活動マニュアル、技術的指針等の作成 ・ボランティアの育成

	③活動フィールドの確保 * 里地里山の一体的な保全、整備及び活用	・ 情報提供 (・ 選定マニュアルの作成) (・ 区域の設定のあり方の検討)	・ 地域の典型的里地里山の選定、指定、公表	・ 保全活用の優先地域等の検討、設定 ・ 優良地区の表彰
広域的基盤の整備	①条例等の制度整備、広域レベルの推進計画等策定 * 各主体の責務・期待する役割、具体的な行動指針の明確化	・ 全国の里地里山環境の現状把握	・ 保全活用の枠組みとなる条例の制定 ・ 広域レベルでの目標・方針等を示した推進計画等の策定	
	②安定的財源の確保 * 里地里山のもつ多面的機能担保に対する受益者負担の実現	・ 生態系サービスの評価	・ 森林整備等を目的とする法定外目的税の活用 ・ 個人、企業からの寄付などを幅広く受け入れる基金等のしくみ整備 ・ 環境支払いの導入	
	③コーディネート組織の整備 * すべての機能を一箇所に集中させるワンストップサービスの実現		・ コーディネート組織の整備(運営は市町村や公益法人などに委託の場合もあり)	・ コーディネート組織の運営(地域の窓口)
企業や国民一人ひとりが参加・協力できるしくみづくり	①理解醸成・普及啓発 * 里地里山保全への理解、里地里山の価値向上(多面的機能の見直し、新たな価値創出など)	・ 全国的な情報の集約 ・ 関連HP等による情報発信	・ 情報収集・発信 ・ 普及啓発イベント等実施 ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進	・ 情報提供 ・ 関連イベント、プログラム等の実施 ・ ふれあいの機会創出、拡大 ・ グリーンツーリズム、エコツーリズムの実施
	②参加・協力促進のしくみづくり (間接的な参加・協力促進) * 里地里山の農林産物の需要拡大、新たな市場開拓	・ バイオマスの利活用推進に関する総合戦略の策定(農水省)	・ 地域産品ブランド化 ・ 新たな資源利用技術の開発(バイオマス等活用による新たな産業創出)	・ 地産地消、食育の推進 ・ 循環型の里地里山利用に関する検討

共同管理のタイプ別にみた、共同管理促進のための制度・取組と関連事例

共同管理のタイプ	共同管理促進のための具体的取組・制度	関連事例	事例概要
①ボランティア導入型	<p>●ボランティア育成、組織化</p> <p>人手を必要とする、森林や草原などの保全活動を支援するために、作業員となるボランティアを育成し、組織化を図るもの。</p> <p>地元活動団体や地方公共団体が仲介役となり、組織化したボランティアと土地所有者をマッチングさせる取り組みが多い。</p>	「いしかわ農村ボランティア」	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域において活動を希望する都市住民や企業等の「農村役立ち隊」と、中山間地域の集落・地区組織（「受け入れ隊」）を、「いしかわ農村ボランティア」として組織化。 ・県（農業政策課）は、「いしかわ農村ボランティア窓口」を運営し、二者マッチング、登録、情報提供等を行っている。
②トラスト基金型	<p>●トラスト制度</p> <p>個人や企業等が、農用林や棚田の保全のために資金提供を行う仕組みで、土地等の管理は資金提供を受けた農家等が主体となっていく。</p>	「三草山ゼフィルスの森」（大阪府）	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）大阪みどりのトラスト協会を中心に、かつては入会の採草地であった農用林で、地元ボランティアグループの協力のもと蝶類保護のための里山管理を実施。 ・トラスト基金造成、「大阪府緑地環境保全地域」指定、協会が土地所有者である森林組合と共有林との間に30年間の地上権設定契約を締結し、ミドリシジミ類の蝶（ゼフィルス）の保全を図っている。
		「しが棚田トラスト制度」	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田地域で実施されている保全活動を支援するしくみとして開始した。 ・棚田地域とボランティアが一緒になって取り組む棚田保全活動に賛同する個人・企業等から寄附を募り、集まった寄附を保全活動に係る経費として活用（棚田保全支援金として、地域に交付）する制度。
	<p>●基金の創設</p> <p>里山等の保全活動を支援するために、地方公共団体や地元金融機関等が基金を創設、個人や企業等から集めた基金の運用を行いながら、保全活動を支援する事業を実施するもの。協議会や地方公共団体が事務局を務めることが多い。</p>	「いしかわり山創出ファンド」	<ul style="list-style-type: none"> ・県、地元金融機関が連携し、里山里海の資源を活用した生業の創出をはじめとする、里山を元気にする民間の取組を支援する基金を創設。 ・基金総額は53億円（5年間運用）。年間の運用益は約4,500万円を見込んでおり、アサヒビール(株)などからの寄付金を加え、「いしかわり山づくり推進協議会」が事業を実施する。 ・協議会は、県（環境部里山創成室）が事務局を務める。

	<p>●企業による NPO 等の活動支援</p> <p>企業の売上の一部や会員から募った寄付金などをもとに、環境保全の活動を行う NPO 等に資金提供を行い、活動を支援するもの。</p>	「コスモ石油エコカード基金」	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカード会員から募った寄付金（年間 500 円/人）と、企業の売上の一部などをもとに、NPO や NGO、研究機関などのパートナーとともに、地域社会や自治体の協力を得て「ずっと地球で暮らそう。」プロジェクトを推進。 ・基金は、山火事で焼失した森を地域住民や地元小学校とともに里山へ再生する活動や、里山の保全・再生と人材育成を目的に耕作放棄地を活用した農業教育プログラムの提供、農村都市交流ツアーを行う活動などに役立てられている。
③消費活動参加型	<p>●農産物等認証制度</p> <p>環境保全につながる商品を地方公共団体や認証団体等が認証し、環境保全の取り組みにかかる費用を商品価格に転嫁させ、消費者に購入してもらい、環境保全活動に充てる仕組み。</p>	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度（新潟県）	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きものを育む農法」で栽培された米を対象に、佐渡市水田農業推進協議会が現地確認をし、佐渡市が安全・安心な佐渡米であることを証明。売上げの一部をトキ保護基金に寄付。
	<p>●地域産材利用促進制度</p> <p>森林などの環境を適正に保全しかつ地域経済にも貢献するため、地域産の木材などを積極的に活用するために設けられた制度。</p>	「高知里山の家」	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の設計・建築・木材・不動産業者などが連携して「こうち木の家ネットワーク」を組織、業者間で情報共有や技術協力をを行い、'地材地建'をコンセプトに県産材利用の家づくりの提案などを行う。独自の認証証明書を発行、木材のトレーサビリティで価格管理・品質管理を行う。 ・県では県産材利用促進事業として、「新・木の住まいづくり助成制度（県産材利用住宅促進緊急対策事業）」「こうち安心の木の住まいづくり助成事業」を設けている。
	<p>●CSA（コミュニティ・サポート・アグリカルチャ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が、一定期間分の農作物を地元農家から買取る契約を結び、収穫前に代金を一括で支払う。自然災害等による収穫量減で契約者への割り当てが少なくなっても、農家は返金しない（リスクを農家だけでなく CSA に参加する人々で負担）。 ・農家は、収穫前に資金が集まるため、種苗や機械の確保、作付け計画が立てやすく、安心して農作業に専念できる。 		
④一律費用負担型	<p>●税金の活用</p> <p>森林や水源など環境保全活動の費用負担を、受益者である地域の人に税金として求める仕組み。保全活動団体から提案された事業を認定し資金提供を行うなど支援する。安定した財源を確保できる。</p>	「水源環境保全税」（神奈川県）	<ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生のための安定した財源を新たに確保することが必要との考え方から、2007 年導入。（納税者一人あたりの平均負担額：年額約 950 円） ・市民、NPO、民間企業等から提案された事業を県が認定・支援。

	<p>●生態系サービスへの支払い（E P S）</p> <p>森林、里地里山、水資源等における生態系サービスの機能を維持する取り組みの費用負担を、受益者に求める仕組み。</p> <p>森林保全の財源とする制度や良質の水を必要とする企業がその水源の保全に協力する畜産農家に対し費用を支払う仕組み、商品ブランド化などにより商品価格に転嫁し購入してもらう仕組みなどがある。</p>	<p>「魚のゆりかご水田プロジェクト」（琵琶湖）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県事業の魚道設置によって琵琶湖からの魚類の遡上が可能になった水田で、従来の営農活動以外に、魚類の遡上・産卵、稚魚の成育に必要な水管理と魚道の維持管理などに取り組む団体に対して環境直接支払を実施。 ・国が2006年のパイロット事業を引き継ぎ、『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』（滋賀らしい農地・水・環境保全向上対策）として、4,400円/10aを支払い。
<p>⑤活動協定・活動認定型</p>	<p>●活動の協定認定</p> <p>保全活動を行う団体と土地所有者との間で、協定を締結し、地方公共団体が協定を認定し、認定を受けた団体が計画的かつ継続的に保全活動などを行う仕組み。</p> <p>企業等資金力がある組織と協定を結ぶ場合、労力提供のみならず、土地の賃貸料や活動に必要な資材等の資金や物品として提供することも多いが、資金力のないNPO等の場合、労力提供が中心となる。</p>	<p>「里山活動協定認定制度」（千葉県）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた里山活動団体を中心として、里山活動を計画的かつ継続的に推進。 ・里山活動団体（NPO、市民団体、ボランティア団体、企業等）と土地所有者（里山所有者または里山を使用収益する権原をもつ者）との間で「里山活動協定」を締結し、知事が認定。
	<p>●事業等の認定・認証</p> <p>主に地方公共団体等が認定・認証の主体となり、企業、NPO、地域団体などの組織が、里山等の保全活動の計画等について認定・認証の基準に基づき申請を行い、認定・認証を受ける仕組み。認定・認証者は、認定・認証団体に対し、団体の活動内容等のPRや情報提供、アドバイス、活動計画の実施に必要な器材等の購入経費を補助、活動場所や地域との連携についての斡旋などの支援を行う。</p>	<p>「いしかわ版里山づくりISO」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市と協定締結、「ブラザーの森 郡上」（3ヶ所24ha）にて、地域住民の協力のもと、植樹の実施や間伐の協力を行っている。 ・消費者から回収した消耗品をエコポイントに変え、10,000ポイントにつき1本の広葉樹を植樹（春と秋）。 ・企業、NPO、地域団体など多様な組織が、里山の利用保全活動に取り組むための「里山づくり取組方針」を宣言し、取組方針を県が認証・公表。 ・県は、活動場所や地域との連携について斡旋を行う。

	<p>●企業の森づくり</p> <p>企業、協同組合など民間活力による森林整備を促進するもので、企業等は社会貢献活動、社内等の福利厚生活動などを目的に取り組む。公有林や国有林での取り組みが多く、地方自治体や国が仲介役となっている場合が多い。土地提供者側のメリットは森の管理をしてもらえることや地域と企業との交流が図られること、企業側のメリットは森に企業名をつけて宣伝できることなどがある。</p>	<p>「森林（もり）の里親契約」 （志賀高原『バンダイナムコの森』）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県が仲人役となり、バンダイナムコグループと地元和合会の間で「森林の里親契約」を締結し、『バンダイナムコの森』として和合会が実施する森林整備費用の一部負担等を実施。 ・長年、土地の利活用は和合会会員のみ認められていたが、時代の流れとともに会員外の土地利活用を認める方針となった。 ・企業特性を活かした地域交流、観光事業支援も展開されている。
	<p>●オーナー制度</p> <p>個人や企業等が田畑や山林の1区画やリンゴの木1本などに出資してオーナーになり、作業を行う権利を持つしくみ。また、収穫された生産物をすべて受け取ることができる。</p> <p>（棚田オーナー制度では、オーナーは農作業体験のほか、棚田で作ったお米などを宅配してもらえる。金額や作業内容、宅配されるものは地域によって異なる。）</p>	<p>「粉所の里山」（香川県） *H23 解散</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オーナーを中心に組織された「粉所里山くらぶ」を中心に、地元との協働、交流による里山整備を実施。 ・活動の前身となる県主催の「里山オーナー制度」終了後、当組織主催で契約更新を行い、3年契約でこれまで通りの区域を借り上げて里山整備を継続している。
		<p>「棚田オーナー制度」（静岡県）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県内では現在、3つの地区で導入。 <p><u>「松崎町石部地区の棚田オーナー制度」</u>：棚田保全活動をとおして都市住民等との交流を進め、地域の活性化に結びつけるために開始。オーナー希望者は年々増加しており、毎年応募者数が募集区画数を上回るほど人気を集めている。</p> <p><u>「菊川市上倉沢地区の棚田オーナー制度」</u>：景観の美しい棚田で農作業、収穫の喜びを体験してもらうとともに、自然や親子のふれあいの場として、また、農家との交流、祭りへの参加などによる第2のふるさとづくりに役立たい、との思いから棚田オーナー制度を開始。新たに復田され、棚田の規模も広がった。</p> <p><u>「沼津市北山の棚田のオーナー制度」</u>：市の協力のもと棚田オーナー制度を実施。オーナーは田植えや稲刈りなどの作業に参加。オーナー年会費は30,000円、収穫したコシヒカリ「棚田米」30kgを受け取ることができる。</p>